

## 基準総則

コンテナ、倉庫、建築物  
法第2条

### 輸送用コンテナを使用した倉庫について

平成12年秋期部会

次のようなものは建築物として取り扱う。

コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用し、随時かつ任意に移動できないものは、その形態及び使用の実態から法第2条第1号に規定する建築物として取り扱う。

#### <参 考>

平成元年 7 月 18 日 住指発第 239 号

平成 16 年 12 月 6 日 国住指第 2174 号